

各務原市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和4年9月29日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 塚 原 甫

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2. 監査の実施日及び場所

令和4年6月15日

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

水道部水道総務課、水道施設課（水道事業会計）

水道部下水道課（下水道事業会計）

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、令和3年度の水道事業及び下水道事業の経営に係る事業の管理等が法令に適合し、正確に行われているか、効率的かつ効果的に執行されているかどうかについて、収入伝票、収入調定兼収入伝票、支出伝票、支出負担行為決議書兼支出伝票兼振替伝票、契約書等の関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

事業管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支は、事業目的に照らし、適切か。 ・事業は、計画的に執行されているか。 ・企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。 等
経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・経営成績及び財政状態は、良好か。 ・料金の収納状況は、良好か。また、滞納整理事務は、適切に行われているか。 等
事務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公印は、厳正に管理されているか。 ・個人情報等の管理は、徹底されているか。 等

第2 監査の結果

水道事業及び下水道事業の経営に係る事業の管理等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね効率的かつ効果的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、要望事項については、次のとおりである。

【要望事項】

水道事業

(1) 安心・安全な水の安定的な供給について

今後、節水意識の定着や人口減少を背景に、使用水量の減少などの影響により水道料金収入が大きく増加することが考えにくい一方で、管路や施設の更新、耐震化には多くの費用が必要となり、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増していくことが予想される。

将来にわたって安心・安全な水を安定的に提供できるよう、引き続き「各務原市水道事業経営戦略」に基づき、中長期的な展望を持ち、水道施設等の計画的な更新を進め、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど、経営環境の変化に柔軟に対応して、事業経営に取り組まれない。

(2) 債権の適正な管理について

水道料金などの未納分に関しては、督促状の送付や給水停止などの処分を実施し、その解消に努められている。水道使用者等の死亡や所在不明により、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、相続人の調査や相続人への請求、転居先の調査等、必要かつ十分な手続を経て実施されたい。

(3) 有収率の向上について

有収率については、ここ数年減少が続いているが、有収率の改善は、経営の安定・水資源の有効活用・環境負荷の軽減の観点からも重要であるため、効果的な漏水調査の実施、漏水箇所の早期修繕などに積極的に取り組み、引き続き有収率の向上に努められたい。

下水道事業

(1) 下水道サービスの安定的かつ持続的な提供について

人口減少社会の進展や節水型機器の普及等により、下水道使用料収入の大きな伸びは期待できない中、企業債の償還や老朽化した設備等の更新に要する経費負担が大きくなることから、今後の経営を取り巻く環境は厳しいものと予想される。

令和2年度に策定された「各務原市下水道事業経営戦略」に基づき長期的な展望を持ち、下水道施設等の計画的な更新を進め、計画的・効率的な維持管理や事業の実施を行い、持続可能かつ適正な下水道事業経営に取り組まれたい。

(2) 有収率の向上について

有収率については、前年度と比べ改善しているが、更なる有収率向上のためには、管渠等から侵入する不明水の原因を明らかにすることが重要であると考えられる。新たに不明水の原因箇所の特定などの基礎データとして活用するために取り組みされている下水道幹線管路流量調査をはじめ、より有効な対策に取り組まれたい。

(3) 一般会計からの繰入れについて

一般会計からの繰入れが前年度から増加するなど、依存度は依然として高い状況にあるが、令和4年4月に下水道使用料を改定し、今後も定期的に下水道使用料の改定を行い、自主財源を増加させていく計画としている。引き続きの経営努力により、一般会計からの繰入金金の削減に努められたい。